

議案第 13 号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地番図又は航空写真の写しの交付、住民基本台帳の閲覧等に関する手数料の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例(平成12年富津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

27	公課に関する証明手数料	公課(課税の基礎となる額、税額等)に関する証明書の交付	1件につき	300円
28	土地及び家屋に関する証明手数料	固定資産評価額及びその他これに類する証明書の交付	1件につき	300円
29	資産に関する証明手数料	固定資産に関する証明書の交付	1通につき	300円
30	公簿等の閲覧又は照合に関する手数料	公簿、行政文書及び図面の閲覧又は照合	1件につき	300円
31	公簿等の謄本又は抄本の交付手数料	公簿、行政文書及び図面の謄本又は抄本の交付	1件につき	300円
32	その他の証明手数料	その他市長が必要と認める証明	1通につき	300円

」を

「

27	住民基本台帳閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧	1人につき	100円
28	納税証明書交付	地方税法(昭和25	1件につき	300円

	手数料	年法律第226号) 第20条の10の規定による徴収金に関する事項の証明書の交付	き	
29	所得、課税等証明書交付手数料	個人の市民税及び県民税に係る収入金額、所得金額、所得控除の額、税額等に関する事項の証明書の交付	1件につき	300円
30	法人住所証明書交付手数料	法人の名称、代表者氏名及び所在地に関する事項の証明書の交付	1件につき	300円
31	固定資産課税台帳等の閲覧手数料	地方税法第382条の2第1項の規定による固定資産課税台帳又は同法第387条第3項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の閲覧	1件につき	300円
32	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	1件につき	300円

33	地番図又は航空写真交付手数料	固定資産税賦課のため作製した地番図又は航空写真の写しの交付	1枚につき	300円
34	その他の証明手数料	前各項に定めるもののほか、市長が必要と認める証明	1通につき	300円

」に

改める。

別表備考を次のように改める。

備考 1通の証明書に2種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。